

■ 与野体育館概要

別紙 8

1 施設概要

- ① 位置 中央区下落合5丁目8番10号
- ② 建設年月 昭和41年6月
- ③ 建設費 7,780万円
- ④ 敷地面積 4,672.97㎡
- ⑤ 建築延面積 2,904.00㎡
- ⑥ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート（一部地上3階）
- ⑦ 施設

競技場	1,080㎡ (30×36m)	バスケットボールコート 2面 バレーボールコート 2面 バドミントンコート 6面 卓球台 20台
第1和室	40㎡ (24畳)	会議・ヨガ等
第2和室	40㎡ (24畳)	
第1集会室	144㎡ (80人定員)	会議・社交ダンス・リズム体操等
第2集会室	240㎡ (120人定員)	会議・社交ダンス・リズム体操等
その他	事務室・ロッカー室・シャワー室・駐車場（一般33台・車いす1台） 駐輪場（100台）	

2 利用状況

年度	利用人数 (人)	利用収入 (千円)	稼働率 (%)				
			競技場	第1和室	第2和室	第1集会室	第2集会室
H30	188,683	5,986	95.8	44.5	30.0	85.7	72.2
R1	183,864	5,530	96.5	58.6	41.0	88.4	76.7
R2	58,362	3,952	96.9	36.6	15.9	65.7	60.8
R3	121,118	5,661	96.7	42.6	32.4	90.2	85.1
R4	167,055	5,943	96.9	39.3	34.5	87.5	86.9

※稼働率＝稼働枠数／利用可能枠数（休館期間中の枠数を除く）

※令和2年3月2日～令和2年5月31日及び令和3年1月25日～令和3年3月21日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

3 主な自主事業の開催状況（令和4年度実績）

各種スポーツ教室の開催

- ・太極拳
- ・卓球教室
- ・ピラティス
- ・フラダンス
- ・ヨガ
- ・ZUMBA
- ・エアロビクス
- ・バレトン
- ・ストライクボクシング
- ・ベビーヨガ
- ・HIPHOP
- ・空手教室
- ・体操
- ・親子でダンス
- ・英語リトミック
- ・バレエ
- ・レズミルズボディコンバット
- ・ベビーフィットリトミック 等

4 利用料金（さいたま市体育館条例別表第2）

● 基本利用料

施設		利用時間区分		9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00	全日 9:00~21:00 (12時間)
		9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:00 ~ 19:00	19:00 ~ 21:00			
競技場	一般・学生	2,200円		2,470円		4,400円		14,240円		
	児童・生徒	1,100円		1,230円		2,200円				
第1和室 第2和室	一般・学生	350円		370円		880円		2,420円		
	児童・生徒	170円		180円		440円				
第1集会室	一般・学生	730円		810円		1,820円		4,940円		
	児童・生徒	360円		400円		910円				
第2集会室	一般・学生	1,080円		1,370円		2,930円		8,240円		
	児童・生徒	540円		680円		1,460円				

● 増利用料

市外利用の場合の増利用料	市外利用の増利用料は、当該基本利用料額の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料	利用者が入場料金を徴収する場合の増利用料は、当該基本利用料額に3を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場の利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、基本利用料金額(市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額)の100分の50とする。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。

5 利用料金の減免基準及び割合（さいたま市体育館条例施行規則第6条）

- (1) 市が主催する行事に利用する場合 100分の100
- (2) 市が共催する行事に利用する場合 100分の50
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が定める割合